

|                 |                                                                                  |  |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|--|
| <h1>名古屋市公報</h1> | 令和 4年 6月 8日 <span style="float: right;">第155号</span>                             |  |
|                 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号<br>発行所 名古屋市役所<br>電話 [052] 972-2246<br>編集兼 名古屋市長官邸行政部法制課長<br>発行人 |  |

| 目次                                                                    | ページ |
|-----------------------------------------------------------------------|-----|
| <div> <div>条</div> <div>例</div> </div>                                |     |
| ○ 名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域建築条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第33号)          | 5   |
| <div> <div>規</div> <div>則</div> </div>                                |     |
| ○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (住都・建築指導課) (第75号)                          | 7   |
| ○ 名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課) (第76号)          | 8   |
| ○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第77号)                             | 20  |
| <div> <div>告</div> <div>示</div> </div>                                |     |
| ○ 特定計量器定期検査の実施 (経済・産業企画課) (第326号)                                     | 22  |
| ○ 令和 4年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について (健福・保険年金課) (第327号)          | 23  |
| ○ 名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合について (健福・保険年金課) (第328号) | 24  |
| ○ 指定納付受託者の指定 (緑土・東山総合公園管理課) (第329号)                                   | 25  |
| ○ 家賃算定に関わる利便性係数について (住都・住宅管理課) (第330号)                                | 26  |
| ○ 水防法第14条の 2第 2項第 3号及び第 4号に基づく雨水出水浸水想定区域の指定 (防災・危機管理企画室) (第331号)      | 29  |
| ○ 名古屋市旧川上貞奴邸 (文化のみち二葉館) の指定管理者の公募 (観光・歴史まちづくり推進室) (第332号)             | 32  |
| ○ 名古屋市文化のみち榎木館の指定管理者の公募 (観光・歴史まちづくり推進室) (第333号)                       | 35  |
| ○ 名古屋市場輝荘の指定管理者の公募 (観光・歴史まちづくり推進室) (第334号)                            | 38  |
| ○ 名古屋上志段味特定土地地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧 (住都・市街地整備課) (第335号)                   | 41  |
| ○ 景観協定への加入 (住都・ウォークブル・景観推進室) (第336号)                                  | 42  |
| ○ 名古屋国際センターの指定管理者の公募 (観光・国際交流課) (第337号)                               | 43  |
| ○ 名古屋市総合体育館 (日本ガイシ スポーツプラザ) 指定管理者の公募 (ス市・スポーツ施設室) (第338号)             | 46  |

|                                                               |              |         |    |
|---------------------------------------------------------------|--------------|---------|----|
| ○ 名古屋市スポーツ施設指定管理者の公募                                          | (ス市・スポーツ施設室) | (第339号) | 49 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について                                | (環境・地域環境対策課) | (第340号) | 53 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について                                | (環境・地域環境対策課) | (第341号) | 55 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について                                | (環境・地域環境対策課) | (第342号) | 56 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について                             | (環境・地域環境対策課) | (第343号) | 57 |
| ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について | (環境・地域環境対策課) | (第344号) | 58 |
| ○ 建築協定への加入                                                    | (住都・建築指導課)   | (第345号) | 60 |

---

### 上 下 水 道 局 管 理 規 程

|                                                  |        |    |
|--------------------------------------------------|--------|----|
| ○ 名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程の一部改正 | (第22号) | 61 |
|--------------------------------------------------|--------|----|

---

## 条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域建築条例の一部を改正する条例（第33号）

- 1 改正内容

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

- 2 施行期日

令和 4年 5月31日から施行します。

---

## 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第75号）

- 1 改正内容

建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第12条関係）

- 2 施行期日

令和 4年 5月31日から施行します。

- 名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第76号）

- 1 改正内容

- (1) 保険料の減免について、規定の整備を行います。（附則関係）

- (2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、様式を改めます。（名古屋市介護保険条例施行細則第 1号様式、第 2号様式、第 4号様式の 2、第 5号様式、第19号様式、第20号様式、第23号様式から第24号様式の 2の 2まで、名古屋市国民健康保険条例施行細則別記様式第 4号の 7、別記様式第 7号、別記様式第 8号の 4、別記様式第 8号の 5、

別記様式第 8 号の 7 の 2 から第 9 号の 4 まで、別記様式第 9 号の 6 から第 9 号の 7 まで及び別記様式第 10 号関係)

2 施行期日

令和 4 年 7 月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 6 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 77 号）

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 4 年 8 月 1 日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中泰明荘の項を改める部分は同年 7 月 1 日から施行します。

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 5 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 名古屋市条例第33号

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市臨海部防災区域建築条例の一部を改正する条例

(名古屋市建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第34号中「第85条第 5 項」を「第85条第 6 項」に改め、同条第34号の 2 中「第85条第 6 項」を「第85条第 7 項」に改め、同条第39号の 4 中「第87条の 3 第 5 項」を「第87条の 3 第 6 項」に改め、同条第39号の 5 中「第87条の 3 第 6 項」を「第87条の 3 第 7 項」に改める。

(名古屋市臨海部防災区域建築条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市臨海部防災区域建築条例（昭和36年名古屋市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「第85条第 5 項」を「第85条第 6 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第75号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項の表の 2 項左欄中「第 5 項若しくは第 6 項」を「第 6 項若しくは第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 31 日から施行する。

名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第76号

名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市介護保険条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 6条第 1項中「令和 4年 3月」を「令和 5年 3月」に改める。

第 1号様式中

「

|         |     |
|---------|-----|
| 生 年 月 日 | 性 別 |
|         |     |
|         |     |
|         |     |
|         |     |
|         |     |

」

を

「

|                        |
|------------------------|
| 生      年      月      日 |
|                        |
|                        |
|                        |
|                        |
|                        |

」

に改める。

第 2号様式中

「

|          |  |             |  |
|----------|--|-------------|--|
| 被保険者番号   |  | 生 年 月 日     |  |
| 氏      名 |  | 性      別    |  |
| 個 人 番 号  |  | 世帯主との<br>続柄 |  |
| 氏      名 |  | 生 年 月 日     |  |
| 個 人 番 号  |  | 性      別    |  |

」

を

「

|          |  |             |  |
|----------|--|-------------|--|
| 被保険者番号   |  |             |  |
| 氏      名 |  | 生 年 月 日     |  |
| 個 人 番 号  |  | 世帯主との<br>続柄 |  |
| 氏      名 |  | 生 年 月 日     |  |
| 個 人 番 号  |  |             |  |

」

に改める。

第 4号様式の 2（表） 中

「

|         |       |     |  |
|---------|-------|-----|--|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 性 別 |  |
|---------|-------|-----|--|

を

」

「

|         |       |
|---------|-------|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
|---------|-------|

に改める。

」

第 5号様式中

「

|         |  |     |  |
|---------|--|-----|--|
| 生 年 月 日 |  | 性 別 |  |
|---------|--|-----|--|

」

を

「

|         |  |
|---------|--|
| 生 年 月 日 |  |
|---------|--|

」

に改める。

第19号様式（表） 中

「

|         |  |         |  |
|---------|--|---------|--|
| 生 年 月 日 |  | 性 別     |  |
| 住 所     |  | 個 人 番 号 |  |

」

を

「

|         |  |         |  |
|---------|--|---------|--|
| 生 年 月 日 |  | 個 人 番 号 |  |
| 住 所     |  |         |  |

」

に改める。

第20号様式（表） 中

「  

|         |       |    |  |
|---------|-------|----|--|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 性別 |  |
|---------|-------|----|--|

を  
」

「  

|         |       |
|---------|-------|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
|---------|-------|

に改める。  
」

第23号様式（表）中

「  

|         |       |  |
|---------|-------|--|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |  |
|---------|-------|--|

を  
」

「  

|         |       |
|---------|-------|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
|---------|-------|

に改める。  
」

第24号様式中

「  

|         |  |         |  |
|---------|--|---------|--|
| 生 年 月 日 |  | 性 別     |  |
| 住 所     |  | 個 人 番 号 |  |

」

を

「  

|         |  |         |  |
|---------|--|---------|--|
| 生 年 月 日 |  | 個 人 番 号 |  |
| 住 所     |  |         |  |

」

に改める。

第24号様式の 2中

「  

|      |        |    |  |
|------|--------|----|--|
| 生年月日 | 年 月 日生 | 性別 |  |
|------|--------|----|--|

を  
」

「  

|      |        |
|------|--------|
| 生年月日 | 年 月 日生 |
|------|--------|

に改める。  
」

第24号様式の 2の 2中

「  

|      |        |    |  |
|------|--------|----|--|
| 生年月日 | 年 月 日生 | 性別 |  |
|------|--------|----|--|

を  
」

「  

|      |        |
|------|--------|
| 生年月日 | 年 月 日生 |
|------|--------|

に改める。  
」

(名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）

の一部を次のように改正する。

附則第21条第 1項中「令和 4年 3月」を「令和 5年 3月」に改める。

別記様式第 4号の 7（表）中

「  

|                        |      |  |  |
|------------------------|------|--|--|
| 世 帯 主 氏 名              |      |  |  |
| 対象<br>被<br>保<br>険<br>者 | 氏 名  |  |  |
|                        | 生年月日 |  |  |

を  
」

「

|        |      |  |
|--------|------|--|
| 世帯主氏名  |      |  |
| 対象被保険者 | 氏名   |  |
|        | 生年月日 |  |

に改める。

」

別記様式第 7号中

「

|         |     |
|---------|-----|
| 生 年 月 日 | 性 別 |
| 年 月 日   |     |
| 年 月 日   |     |
| 年 月 日   |     |
| 年 月 日   |     |
| 年 月 日   |     |

を

「

|         |
|---------|
| 生 年 月 日 |
| 年 月 日   |
| 年 月 日   |
| 年 月 日   |
| 年 月 日   |
| 年 月 日   |

に改め

」

」

る。

別記様式第 8号の 4中

「

|      |       |     |  |
|------|-------|-----|--|
| 生年月日 | 年 月 日 | 性 別 |  |
|------|-------|-----|--|

」

を

「

|      |       |
|------|-------|
| 生年月日 | 年 月 日 |
|------|-------|

」

に改める。

別記様式第 8号の 5（表）中

「

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 氏 名 |  |  |
|-----|--|--|

を

」

「

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
|-----|--|

に改める。

」

別記様式第 8号の 7の 2中

「

|      |        |    |  |
|------|--------|----|--|
| 生年月日 | 年 月 日生 | 性別 |  |
|------|--------|----|--|

を

」

「

|      |        |
|------|--------|
| 生年月日 | 年 月 日生 |
|------|--------|

に、

」

「

|      |        |    |  |
|------|--------|----|--|
| 生年月日 | 年 月 日生 | 性別 |  |
|------|--------|----|--|

を

」

「

|      |        |
|------|--------|
| 生年月日 | 年 月 日生 |
|------|--------|

に改める。

」

別記様式第 8号の 7の 3中

「

|      |        |    |  |
|------|--------|----|--|
| 生年月日 | 年 月 日生 | 性別 |  |
|------|--------|----|--|

を

」

「  

|      |        |
|------|--------|
| 生年月日 | 年 月 日生 |
|------|--------|

に改める。  
」

別記様式第 8号の 8中

「  

|      |        |    |  |
|------|--------|----|--|
| 生年月日 | 年 月 日生 | 性別 |  |
|------|--------|----|--|

を  
」

「  

|      |        |
|------|--------|
| 生年月日 | 年 月 日生 |
|------|--------|

に改める。  
」

別記様式第 8号の 9中

「  

|      |        |    |  |
|------|--------|----|--|
| 生年月日 | 年 月 日生 | 性別 |  |
|------|--------|----|--|

を  
」

「  

|      |        |
|------|--------|
| 生年月日 | 年 月 日生 |
|------|--------|

に改める。  
」

別記様式第 9号の 1中

「  

|         |       |    |  |
|---------|-------|----|--|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 性別 |  |
|---------|-------|----|--|

」

を

「  

|         |       |
|---------|-------|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
|---------|-------|

」

に改める。

別記様式第 9号の 2（表）中

|                       |      |  |  |
|-----------------------|------|--|--|
| 世 帯 主 氏 名             |      |  |  |
| 適<br>用<br>対<br>象<br>者 | 氏 名  |  |  |
|                       | 生年月日 |  |  |

を

|                       |      |  |  |
|-----------------------|------|--|--|
| 世 帯 主 氏 名             |      |  |  |
| 適<br>用<br>対<br>象<br>者 | 氏 名  |  |  |
|                       | 生年月日 |  |  |

に改める。

別記様式第 9号の 3（表）中

|                       |      |  |  |
|-----------------------|------|--|--|
| 世 帯 主 氏 名             |      |  |  |
| 減<br>額<br>対<br>象<br>者 | 氏 名  |  |  |
|                       | 生年月日 |  |  |

を

|                       |      |  |  |
|-----------------------|------|--|--|
| 世 帯 主 氏 名             |      |  |  |
| 減<br>額<br>対<br>象<br>者 | 氏 名  |  |  |
|                       | 生年月日 |  |  |

に改める。

別記様式第 9号の 4（表）中

「

|                      |      |  |  |
|----------------------|------|--|--|
| 世 帯 主 氏 名            |      |  |  |
| 適 用<br>・<br>減<br>額 者 | 氏 名  |  |  |
|                      | 生年月日 |  |  |

を

」

「

|                      |      |  |
|----------------------|------|--|
| 世 帯 主 氏 名            |      |  |
| 適 用<br>・<br>減<br>額 者 | 氏 名  |  |
|                      | 生年月日 |  |

に改める。

」

別記様式第 9号の 6中

「

|         |       |     |       |
|---------|-------|-----|-------|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 性 別 | ※ 男・女 |
|---------|-------|-----|-------|

を

」

「

|         |       |
|---------|-------|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
|---------|-------|

に改め、同様式

」

(注) を削る。

別記様式第 9号の 6の 2 (表) 中

「

|                    |      |  |  |
|--------------------|------|--|--|
| 世 帯 主 氏 名          |      |  |  |
| 適 用<br>対<br>象<br>者 | 氏 名  |  |  |
|                    | 生年月日 |  |  |

を

」

「

|                       |         |  |
|-----------------------|---------|--|
| 世 帯 主 氏 名             |         |  |
| 適<br>用<br>対<br>象<br>者 | 氏 名     |  |
|                       | 生 年 月 日 |  |

に改める。

」

別記様式第 9号の 7（表） 中

「

|                       |      |  |  |
|-----------------------|------|--|--|
| 世 帯 主 氏 名             |      |  |  |
| 適 対<br>用 ・ 象<br>減 額 者 | 氏 名  |  |  |
|                       | 生年月日 |  |  |

を

」

「

|                       |      |  |
|-----------------------|------|--|
| 世 帯 主 氏 名             |      |  |
| 適 対<br>用 ・ 象<br>減 額 者 | 氏 名  |  |
|                       | 生年月日 |  |

に改める。

」

別記様式第10号中

「

|      |       |    |  |
|------|-------|----|--|
| 生年月日 | 年 月 日 | 性別 |  |
|------|-------|----|--|

を

」

「

|      |       |
|------|-------|
| 生年月日 | 年 月 日 |
|------|-------|

に改める。

」

## 附 則

- 1 この規則は、令和 4年 7月 1日から施行する。ただし、第 1条中名古屋市介護保険条例施行細則附則第 6条第 1項の改正規定及び第 2条中名古屋市国民健康保険条例施行細則附則第21条第 1項の改正規定は、同年 6月 1日から施行し、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則附則第 6条第 1項及び名古屋市国民健康保険条例施行細則附則第21条第 1項の規定は、同年 4月 1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「改正前規則等」という。）の規定に基づいて交付されている介護保険負担割合証等であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「改正後規則等」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則等の規定に基づいて提出されている届及び申請書は、改正後規則等の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前規則等の規定に基づいて交付されている証明書は、改正後規則等の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に改正前規則等の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則等の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第77号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表氷室荘の項中

「

|      |        |    |
|------|--------|----|
| 6 階建 | 平成28年度 | 58 |
| 7 階建 | 平成28年度 | 70 |

」

を

「

|      |         |    |
|------|---------|----|
| 6 階建 | 平成28年度  | 58 |
|      | 令和 2 年度 | 50 |
| 7 階建 | 平成28年度  | 70 |
|      | 令和 2 年度 | 63 |

」

に改

める。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表泰明荘の項中

|                                                     |   |                                                                                                                                |        |
|-----------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 「<br>1 号から35号まで、37<br>号から71号まで及び73<br>号から82号まで<br>」 | を | 「<br>1 号、3 号、4 号、6<br>号から9 号まで、11号<br>から15号まで、17号か<br>ら22号まで、25号から<br>29号まで、31号から35<br>号まで、37号から71号<br>まで及び73号から82号<br>まで<br>」 | に改め、同表 |
|-----------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

氷室荘の項中

|                                                                                           |   |                                                                                           |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 「<br>105 号から 219 号ま<br>で、284 号から 393 号<br>まで、398 号から 443<br>号まで及び 501 号から<br>564 号まで<br>」 | を | 「<br>105 号から 219 号ま<br>で、284 号から 393 号<br>まで、398 号から 443<br>号まで及び 501 号から<br>601 号まで<br>」 | に改める。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中泰明荘の項を改める部分は同年7月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 326 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 4 年 5 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

瑞穂区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

| 検 査 日       | 検 査 場 所               |
|-------------|-----------------------|
| 7 月 6 日（水）  | 豊岡コミュニティセンター（第 2 会議室） |
| 7 月 26 日（火） | 弥富小学校（正門：体育館テラス）      |
| 7 月 29 日（金） | 堀田小学校（南門：特別活動室）       |

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 327号

令和 4年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及  
び均等割額について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 4項、  
第15条、第15条の 2の 3第 4項、第15条の 2の 4、第15条の 4第 3項、第15条  
の 5、第15条の 6、附則第 7条、附則第 8条、附則第12条、附則第13条、附則  
第17条及び附則第18条の規定により、令和 4年度分国民健康保険料の基礎賦課  
額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料  
率及び均等割額を次のとおり決定しました。

令和 4年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 基礎賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0741
- (2) 均等割額 42,084円

2 後期高齢者支援金等賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0235
- (2) 均等割額 13,278円

3 介護納付金賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0258
- (2) 均等割額 17,009円

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 328号

名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び  
同条第 5号に規定する割合について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）附則第 2条第 4  
号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合を次のとおり決定しました。

令和 4年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 附則第 2条第 4号に規定する割合 0.954
- 2 附則第 2条第 5号に規定する割合 0.984

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 329号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名古屋市交通局

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

2 指定納付受託者に納入させる歳入

(1) 東山動植物園観覧料

(2) 東山展望塔観覧料

3 指定納付受託者として指定した日

令和 4年 6月 1日

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 330号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 4年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 4年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

| 名 称 | 棟名称 | 号 数                                                                                                                            | 事業主体<br>の定める<br>数 値 | 規模係数   | 経過年数<br>係 数 | 近傍同種の<br>住宅の家賃 |
|-----|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------|-------------|----------------|
| 氷室荘 | C棟  | 101号、 107号、<br>201号、 207号、<br>208号、 301号、<br>307号、 308号、<br>401号、 407号、<br>408号、 501号、<br>507号、 508号、<br>601号、 607号<br>及び 608号 | 0.8777              | 0.7984 | 1.0000      | 91,400円        |
|     |     | 102号、 105号、<br>106号、 202号、                                                                                                     | 0.8777              | 0.9507 | 1.0000      | 108,800円       |

|    |                                                                                                                                                |         |         |         |           |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|-----------|
|    | 205号、 206号、<br>209号、 302号、<br>305号、 306号、<br>309号、 402号、<br>405号、 406号、<br>409号、 502号、<br>505号、 506号、<br>509号、 602号、<br>605号、 606号、<br>及び 609号 |         |         |         |           |
|    | 103号、 104号、<br>203号及び 204<br>号                                                                                                                 | 0. 8777 | 0. 5800 | 1. 0000 | 66, 400円  |
|    | 108号                                                                                                                                           | 0. 8777 | 0. 7984 | 1. 0000 | 92, 400円  |
|    | 109号                                                                                                                                           | 0. 8777 | 0. 9430 | 1. 0000 | 109, 100円 |
|    | 303号、 403号、<br>503号及び 603<br>号                                                                                                                 | 0. 8777 | 1. 1784 | 1. 0000 | 134, 800円 |
| D棟 | 101号から 105<br>号まで、 201号<br>から 205号まで、<br>301号から 305<br>号まで、 401号<br>から 405号まで、<br>501号から 505<br>号まで、 601号<br>から605号まで、<br>701号から 705<br>号まで    | 0. 8777 | 0. 9507 | 1. 0000 | 102, 100円 |
|    | 106号から 109                                                                                                                                     | 0. 8777 | 0. 7984 | 1. 0000 | 85, 800円  |

|  |  |                                                                                                                                |  |  |  |  |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
|  |  | 号まで、 206号<br>から 209号まで、<br>306号から 309<br>号まで、 406号<br>から 409号まで、<br>506号から 509<br>号まで、 606号<br>から 609号まで、<br>706号から 709<br>号まで |  |  |  |  |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 331号

水防法第14条の 2第 2項第 3号及び第 4号に基づく雨水出水浸水  
想定区域の指定

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条の 2第 2項第 3号及び第 4号の規定  
に基づき、雨水出水浸水想定区域を指定します。

令和 4年 6月 1日

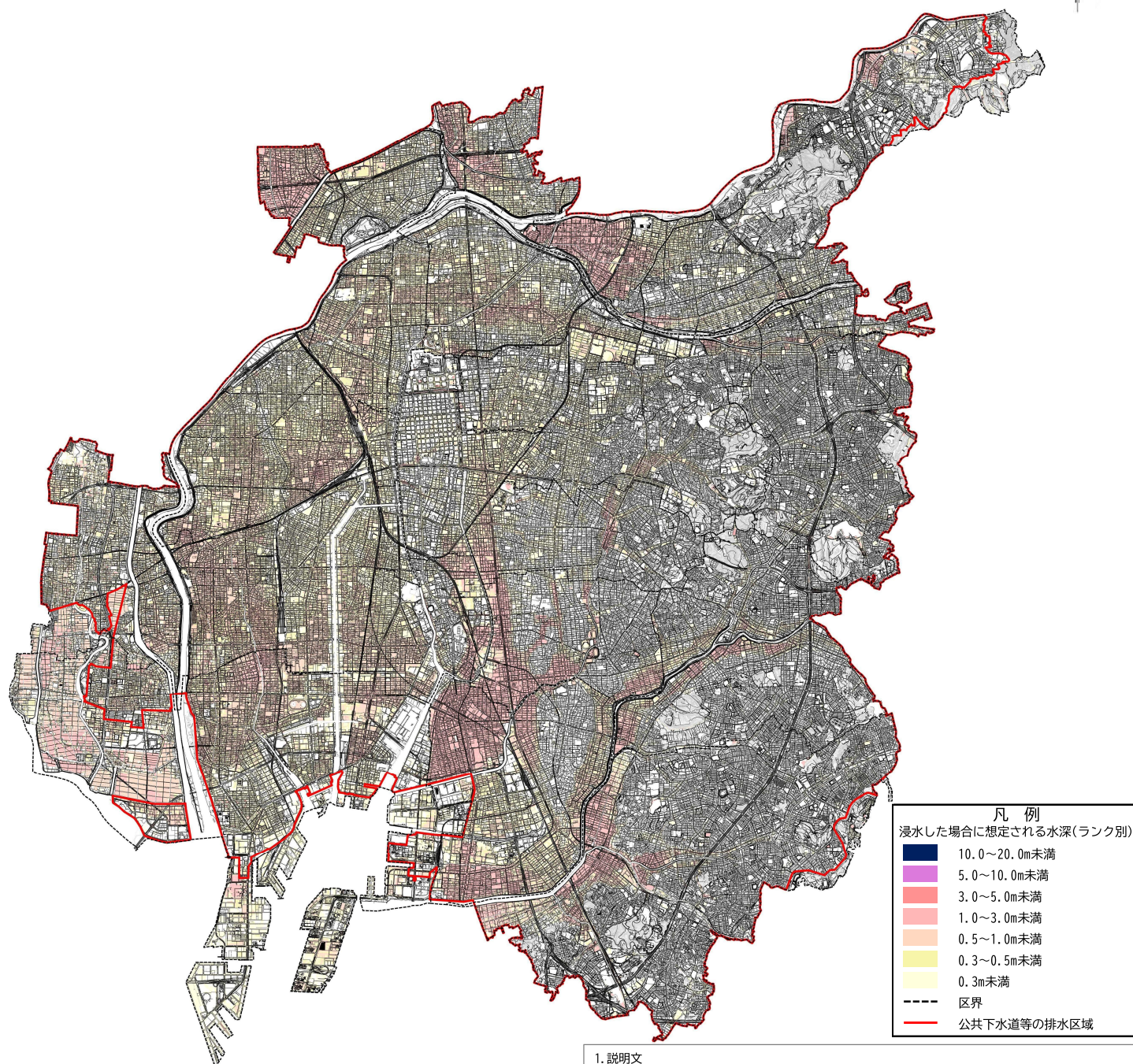
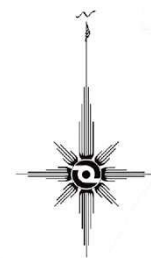
名古屋市長 河 村 た か し

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条の 2第 2項第 3号及び第 4号に基づ  
く雨水出水浸水想定区域の指定は、水防法施行規則（平成12年建設省令第44号  
）第 5条各号に基づく、次の事項を明らかにしてするものとする。

- 1 指定の区域  
第 1附図
- 2 浸水した場合に想定される水深  
第 1附図
- 3 浸水継続時間  
第 2附図

名古屋市防災危機管理局危機管理企画室

# 雨水出水浸水想定区域図 (想定最大規模降雨)



## 1. 説明文

- (1) この図は、名古屋市内において、水防法の規定に基づく想定最大規模降雨が発生した場合に、浸水が想定される範囲やその深さを表した図面です。
- (2) この図は、令和2年度末時点の名古屋市内の下水道等の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨(1時間雨量156mm、24時間総雨量836mm)により内水氾濫が発生した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものです。
- (3) この図において、水防法第14条の2第2項第3号及び第4号の規定により定められた雨水出水浸水想定区域は、公共下水道等の排水区域(赤枠)のうち浸水が想定される区域(着色部)で示しています。

## 2. 基本事項等

- (1) 作成主体：名古屋市
- (2) 指定年月日：令和4年6月1日
- (3) 告示番号：名古屋市告示第331号
- (4) 指定の根拠法令：水防法(昭和24年法律第193号)第14条の2第2項第3号及び第4号
- (5) 指定の前提となる降雨：想定最大規模降雨(1時間雨量156mm、24時間総雨量836mm)
- (6) その他計算条件等：雨水ポンプ・樋門については、排水先河川の水位が、氾濫の危険がある水位まで上昇した場合などにポンプ停止・樋門閉鎖を行う条件としています。

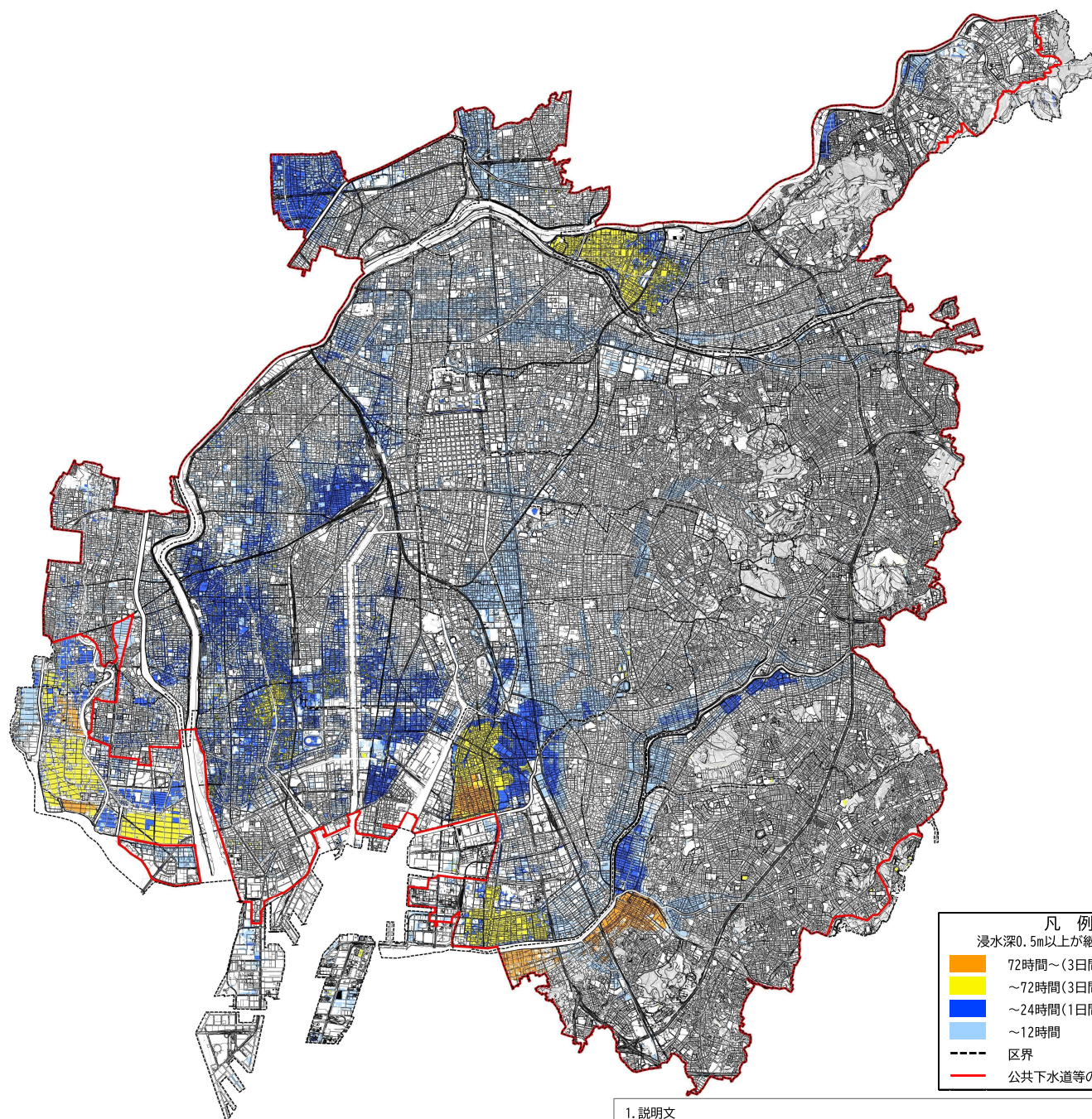
## 3. 備考

シミュレーションの実施にあたっては、指定の前提となる降雨を超える規模の降雨、津波、高潮、河川の破堤や越水による氾濫等を考慮していませんので、この図での想定を超える浸水が発生する可能性があります。

0 1,000 2,000 4,000 m S=1/100,000(A3)

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 923

# 雨水出水浸水想定区域図 (浸水継続時間)



| 凡 例              |             |
|------------------|-------------|
| 浸水深0.5m以上が継続する時間 |             |
| オレンジ色            | 72時間～(3日間～) |
| 黄色               | ～72時間(3日間)  |
| 青                | ～24時間(1日間)  |
| 水色               | ～12時間       |
| ---              | 区界          |
| —                | 公共下水道等の排水区域 |

## 1. 説明文

- (1) この図は、名古屋市内において、水防法の規定に基づく想定最大規模降雨が発生した場合に、0.5m以上の浸水が継続する時間を表した図面です。
- (2) この図は、令和2年度末時点の名古屋市内の下水道等の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨(1時間雨量156mm、24時間総雨量836mm)により内水氾濫が発生した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものです。
- (3) この図において、水防法第14条の2第2項第3号及び第4号の規定により定められた雨水出水浸水想定区域は、公共下水道等の排水区域(赤枠)のうち0.5m以上の浸水が継続する区域(着色部)で示しています。

## 2. 基本事項等

- (1) 作成主体：名古屋市
- (2) 指定年月日：令和4年6月1日
- (3) 告示番号：名古屋市告示第331号
- (4) 指定の根拠法令：水防法(昭和24年法律第193号)第14条の2第2項第3号及び第4号
- (5) 指定の前提となる降雨：想定最大規模降雨(1時間雨量156mm、24時間総雨量836mm)
- (6) その他計算条件等：雨水ポンプ・樋門については、排水先河川の水位が、氾濫の危険がある水位まで上昇した場合などにポンプ停止・樋門閉鎖を行う条件としています。

## 3. 備考

シミュレーションの実施にあたっては、指定の前提となる降雨を超える規模の降雨、津波、高潮、河川の破堤や越水による氾濫等を考慮していませんので、この図での想定を超える浸水継続時間が発生する可能性があります。

0 1,000 2,000 4,000 m S=1/100,000(A3)

測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 923

名古屋市告示第 332号

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）の指定管理者の公募

名古屋市旧川上貞奴邸条例（平成16年名古屋市条例第25号）第12条第 1項の規定により、名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

(2) 所在地

名古屋市東区槇木町 3丁目23番地

2 業務の範囲

- (1) 二葉館の保存及び公開に関すること。
- (2) 文化のみちに関する資料等の保管及び展示に関すること。
- (3) 川上貞奴及び福沢桃介に関する資料等の保管及び展示に関すること。
- (4) 郷土ゆかりの文学に関する資料の保管及び展示に関すること。
- (5) 提案事業に関すること。
- (6) 一般の利用に供すること。
- (7) 使用の許可に関すること。
- (8) 施設のガイドに関すること。
- (9) 施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (10) 利用料金に関すること。
- (11) 緊急時対応に関すること。

- (12) 事業計画書に関すること。
- (13) 事業報告書に関すること。
- (14) 管理運理状況の点検・評価に関すること。
- (15) 業務の引継ぎに関すること。
- (16) 情報保護及び公開に関すること。
- (17) その他必要な指定管理業務

### 3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

### 4 公募に関する書類の配付場所等

#### (1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室保存支援係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2779

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### (2) 申請書類の受付

##### ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

##### イ 受付期限

令和 4年 7月29日（金）午後 5時00分

##### ウ 受付時間

令和 4年 6月 1日から同年 7月29日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日

を除きます。) の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

## 5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 333号

名古屋市文化のみち榑木館の指定管理者の公募

名古屋市文化のみち榑木館条例（平成20年名古屋市条例第45号）第13条第 1 項の規定により、名古屋市文化のみち榑木館の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市文化のみち榑木館

(2) 所在地

名古屋市東区榑木町 2丁目18番地

2 業務の範囲

- (1) 榑木館の保存及び公開に関すること。
- (2) 文化のみちに関する資料等の保管及び展示に関すること。
- (3) 団体及び個人の文化活動の促進に関すること。
- (4) 提案事業に関すること。
- (5) 一般の利用に供すること。
- (6) 使用の許可に関すること。
- (7) 施設のガイドに関すること。
- (8) 喫茶事業者との調整に関すること。
- (9) 施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (10) 利用料金に関すること。
- (11) 緊急時対応に関すること。

- (12) 事業計画書に関すること。
- (13) 事業報告書に関すること。
- (14) 管理運理状況の点検・評価に関すること。
- (15) 業務の引継ぎに関すること。
- (16) 情報保護及び公開に関すること。
- (17) その他必要な指定管理業務

### 3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

### 4 公募に関する書類の配付場所等

#### (1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室  
保存支援係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2779

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### (2) 申請書類の受付

##### ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

##### イ 受付期限

令和 4年 7月29日（金）午後 5時00分

##### ウ 受付時間

令和 4年 6月 1日から同年 7月29日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日

を除きます。)の午前 9時00分から午後 5時00分まで(正午から午後 1時00分までを除きます。)

## 5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 334号

名古屋市場輝荘の指定管理者の公募

名古屋市場輝荘条例（平成24年名古屋市条例第55号）第15条第 1項の規定により、名古屋市場輝荘の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市場輝荘

(2) 所在地

名古屋市千種区法王町 2丁目 5番地の17

2 業務の範囲

- (1) 揚輝荘（南園）の保存及び公開に関すること。
- (2) 城山・覚王山界わいに関する資料等の保管及び展示に関すること。
- (3) 城山・覚王山界わいに関する情報の収集、提供及び発信に関すること。
- (4) 団体及び個人の文化活動の促進に関すること。
- (5) 提案事業に関すること。
- (6) 一般の利用に供すること。
- (7) 使用の許可に関すること。
- (8) 施設のガイドに関すること。
- (9) 北園との連携に関すること。
- (10) 喫茶業務に関すること。
- (11) 施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (12) 観覧料・使用料に関すること。

- (13) 緊急時対応に関すること。
- (14) 事業計画書に関すること。
- (15) 事業報告書に関すること。
- (16) 管理運理状況の点検・評価に関すること。
- (17) 業務の引継ぎに関すること。
- (18) 情報保護及び公開に関すること。
- (19) 北園の管理運営業務に関すること。
- (20) その他必要な指定管理業務

### 3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

### 4 公募に関する書類の配付場所等

#### (1) 募集要項等の配付場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室保存支援係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2779

ファクシミリ番号 052-972-4128

電子メールアドレス a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

#### (2) 申請書類の受付

##### ア 受付方法

募集要項等の配付場所へ直接持参してください。

##### イ 受付期限

令和 4年 7月29日（金）午後 5時00分

##### ウ 受付時間

令和 4年 6月 1日から同年 7月29日まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除きます。）

#### 5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

## 名古屋市告示第 335 号

### 名古屋上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 6 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 縦覧の期間

令和 4 年 6 月 2 日から同月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

#### 2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

#### 3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

## 名古屋市告示第 336 号

### 景観協定への加入

景観法（平成16年法律第 110 号）第87条第 2 項の規定により、次のとおり景観協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第83条第 3 項の規定により公告するとともに、景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 6 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 景観協定地区の名称

那古野一丁目地区景観協定

#### 2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

| 新たに協定区域となった土地       | 協定区域となった日       |
|---------------------|-----------------|
| 名古屋市西区那古野一丁目2104番 1 | 令和 4 年 5 月 23 日 |
| 名古屋市西区那古野一丁目2118番 1 | 令和 4 年 5 月 23 日 |
| 名古屋市西区那古野一丁目2118番 7 | 令和 4 年 5 月 23 日 |

#### 3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークابل・景観推進室（名古屋市役所西庁舎 4 階）

#### 4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークابل・景観推進室

## 名古屋市告示第 337 号

### 名古屋国際センターの指定管理者の公募

名古屋国際センター条例（昭和59年名古屋市条例第38号）第12条第1項の規定により、名古屋国際センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和4年6月1日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 施設名及び所在地

##### (1) 施設名

名古屋国際センター

##### (2) 所在地

名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

#### 2 業務の範囲

##### (1) 地域の国際化推進のための情報提供及び相談

##### (2) 地域の国際化推進のための講座及び研修

##### (3) 地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進

##### (4) その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業

##### (5) 施設管理運営業務

ア 施設の供用及び使用の許可に関すること。

イ 附属設備の管理に関すること。

ウ 利用料金に関すること。

(ア) 利用料金徴収業務

(イ) 利用料金の減免に関すること。

(ウ) 利用料金の還付に関すること。

エ 施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕又は模様替を除きま

す。)に関すること。

(6) 事業計画書及び収支予算書並びに事業報告書及び収支決算書の提出に関すること。

(7) 利用者サービスの向上、利用率の向上、苦情解決、管理運営状況の自己評価・点検及び利用者調査に関すること。

(8) 指定管理者の引継ぎに関すること。

ア 現指定管理者からの業務の引継ぎ

イ 次期指定管理者への業務の引継ぎ

(9) 緊急時対応に関すること。

ア 災害への対応に関すること。

イ 事故への対応に関すること。

(10) その他必要な事項

### 3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

### 4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話番号 052-972-3062

ファクシミリ番号 052-972-4200

電子メールアドレス a3061@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

令和 4 年 6 月 1 日（水）から同年 8 月 1 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時 00 分までを除きます。）。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000153167.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

令和４年８月１日（月）午後５時必着

イ 受付方法

４（１）の配布場所へ直接持参又は郵送

５ 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課

名古屋市告示第 338号

名古屋市総合体育館（日本ガイシ スポーツプラザ）指定管理者  
の公募

名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第 6号）第11条第 1項の規定により、名古屋市総合体育館指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設の概要

(1) 施設名

名古屋市総合体育館（日本ガイシ スポーツプラザ）

(2) 所在地

名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

ア 一般の利用及び事業の実施に関すること。

イ 使用の許可に関すること。

ウ 施設の利用料金に関すること。

エ 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）に関すること。

オ 緊急時対応に関すること。

カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること。

キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること。

ク 指定管理者の引継ぎに関すること。

ケ ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメ리트対応業務

コ その他市が定める業務

(2) 指定管理者が独自に実施することができる業務

ア 基本の使用時間外の施設の供用に関すること。

イ 教室等の実施（市の施策として実施するものを除きます。）

ウ 物販事業

エ 広告業務

オ その他指定管理者の提案により実施する事業

### 3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

### 4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000141037.html>

(2) 申請書類提出先及び問合せ先

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3263 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263-01@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送によります。

なお、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約期間

令和 4年 7月20日（水）午前 9時から同月21日（木）午後 5時まで

ウ 提出期間

令和 4年 7月27日（水）午前 9時から同月29日（金）午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除きます。）

なお、予約受付時に市が指定した日時に提出してください。また、郵送の場合は指定日必着とします（書留郵便をお願いします。）。

## 5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

## 名古屋市告示第 339号

### 名古屋市スポーツ施設指定管理者の公募

名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）第12条第 1項の規定により名古屋市体育館指定管理者、名古屋市露橋スポーツセンター指定管理者、名古屋市稲永スポーツセンター指定管理者、名古屋市天白スポーツセンター指定管理者、名古屋市北スポーツセンター指定管理者、名古屋市千種スポーツセンター指定管理者、名古屋市中スポーツセンター指定管理者及び名古屋市東スポーツセンター指定管理者を、名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）第 8条第 1項の規定により名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター指定管理者を、名古屋市港サッカー場条例（平成 5年名古屋市条例第 9号）第10条第 1項の規定により名古屋市港サッカー場指定管理者を、名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）第12条第 1項の規定により名古屋市港プール指定管理者、名古屋市熱田プール指定管理者、名古屋市楠プール指定管理者、名古屋市南陽プール指定管理者及び名古屋市富田プール指定管理者を、次のとおり募集します。

令和 4年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 施設の概要

| 施設名            | 所在地                |
|----------------|--------------------|
| 名古屋市体育館        | 名古屋市熱田区六野二丁目 5番 3号 |
| 名古屋市露橋スポーツセンター | 名古屋市中川区露橋二丁目14番 1号 |
| 名古屋市稲永スポーツセンター | 名古屋市港区野跡五丁目 1番10号  |
| 名古屋市天白スポーツセンター | 名古屋市天白区植田三丁目1502番地 |
| 名古屋市北スポーツセンター  | 名古屋市北区成願寺一丁目 6番12号 |

|                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| 名古屋市千種スポーツセンター           | 名古屋市千種区星が丘山手 121番地 |
| 名古屋市中スポーツセンター            | 名古屋市中区栄一丁目30番10号   |
| 名古屋市東スポーツセンター            | 名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号 |
| 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター     | 名古屋市北区清水四丁目17番17号  |
| 名古屋市港サッカー場（ＣＳアセット港サッカー場） | 名古屋市港区野跡四丁目11番12号  |
| 名古屋市港プール                 | 名古屋市港区当知一丁目1401番地  |
| 名古屋市熱田プール                | 名古屋市熱田区六野二丁目 5番 2号 |
| 名古屋市楠プール                 | 名古屋市北区若鶴町 126番地    |
| 名古屋市南陽プール                | 名古屋市港区藤前四丁目 701番地  |
| 名古屋市富田プール                | 名古屋市中川区東かの里町 809番地 |

## 2 指定管理者が行う業務の内容

### (1) 指定管理者が実施しなければならない業務

- ア 一般の利用及び事業の実施に関すること。
- イ 使用の許可に関すること。
- ウ 施設の利用料金に関すること。
- エ 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）に関すること。
- オ 緊急時対応に関すること。
- カ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること。
- キ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること。
- ク 指定管理者の引継ぎに関すること。
- ケ ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメ리트対応業務（名古屋市港サッカー場（ＣＳアセット港サッカー場）に限ります。）
- コ その他市が定める業務

### (2) 指定管理者が独自に実施することができる業務

- ア 基本の使用（開場）時間外の施設の供用に関すること。

イ 教室等の実施（市の施策として実施するものを除きます。）

ウ 物販事業

エ 広告業務

オ その他指定管理者の提案により実施する事業

### 3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

### 4 公募に関する書類

#### (1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000153016.html>

#### (2) 申請書類提出先及び問合せ先

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3263 ファクシミリ番号 052-972-4417

電子メールアドレス a3263-01@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

#### (3) 申請書類の受付

##### ア 受付方法

持参又は郵送によります。

なお、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

##### イ 予約期間

令和 4年 7月20日（水）午前 9時から同月21日（木）午後 5時まで

##### ウ 提出期間

令和 4年 7月27日（水）午前 9時から同月29日（金）午後 5時30分まで（正午から午後 1時までを除きます。）

なお、予約受付時に市が指定した日時に提出してください。また、郵

送の場合は指定日必着とします（書留郵便でお願いします。）。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 340号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区藤前二丁目37番の一部、37番地先、 101番の一部、 102番の一部、 103番の一部、 104番の一部、 104番地先、 105番の一部、 106番の一部、 107番の一部、 107番地先、 108番の一部、 109番の一部及び 110番の一部（詳細は別紙のとおり）

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

四塩化炭素

一・二—ジクロロエタン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

ジクロロメタン

トリクロロエチレン

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

<sup>ひ</sup>砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

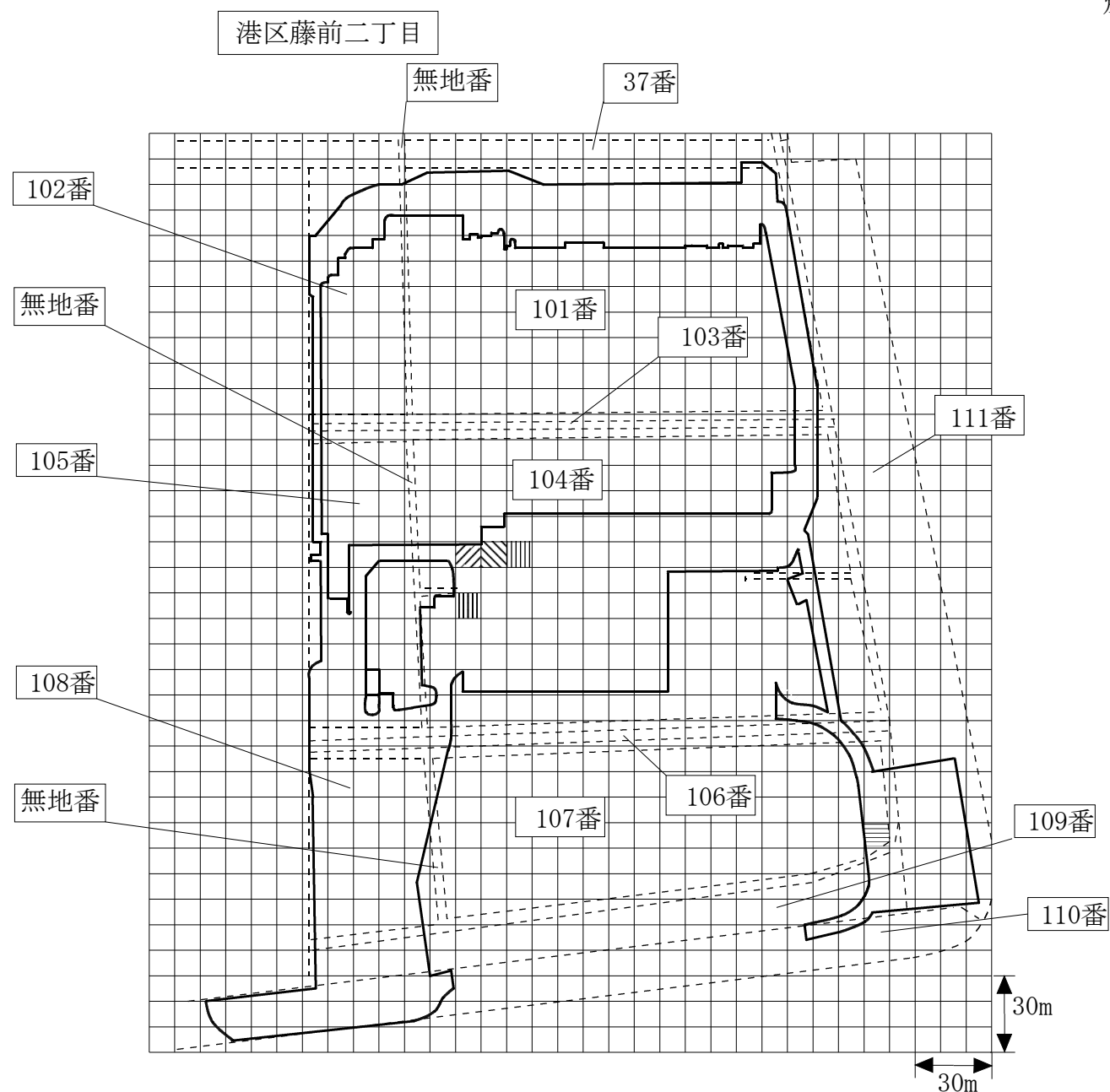
3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



## 凡例



：調査対象地

- - - : 筆の境界



：形質変更時要届出区域（クロロエチレン、一・二—ジクロロエタン、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン（土壌溶出量基準不適合））



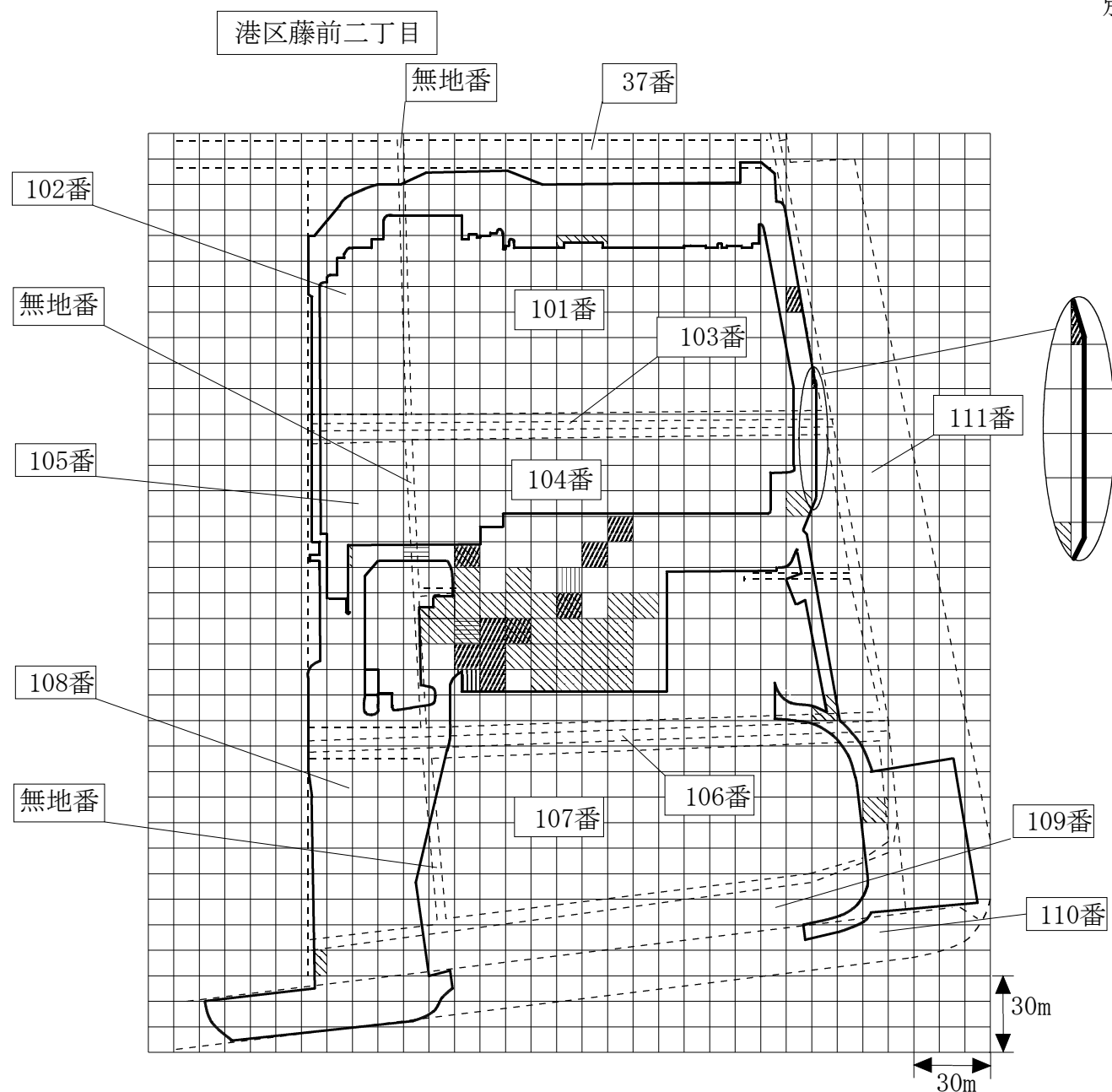
：形質変更時要届出区域（クロロエチレン、四塩化炭素、一・一—ジクロロエチレン、一・二—ジクロロエチレン、ジクロロメタン及びトリクロロエチレン（土壌溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（四塩化炭素及びジクロロメタン（土壌溶出量基準不適合））



：形質変更時要届出区域（一・二—ジクロロエタン（土壌溶出量基準不適合））



## 凡例



：調査対象地

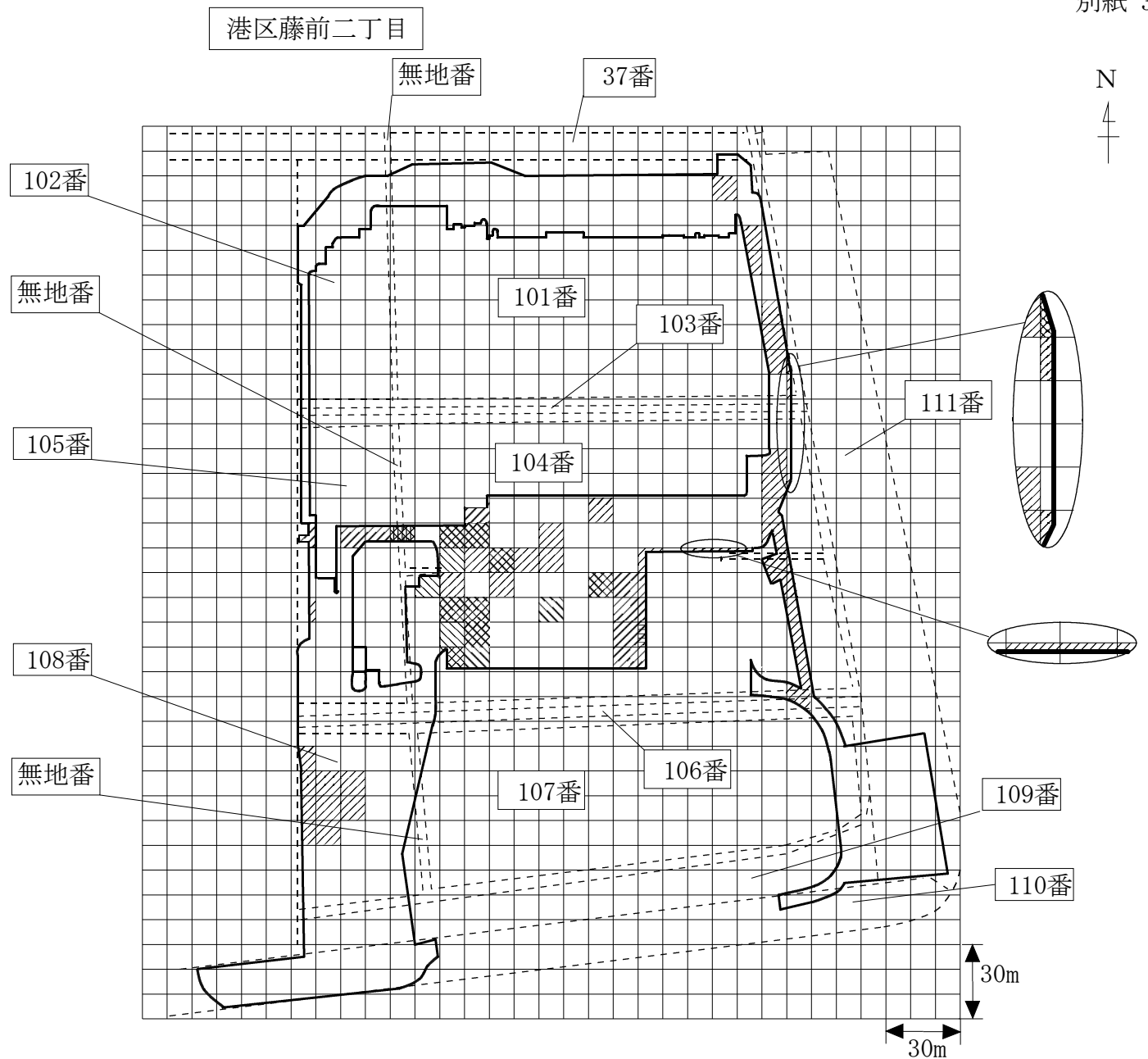
- - - : 筆の境界

: 形質変更時要届出区域 (カドミウム及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

: 形質変更時要届出区域 (六価クロム化合物 (土壤溶出量基準不適合))

: 形質変更時要届出区域 (シアン化合物 (土壤溶出量基準不適合))

: 形質変更時要届出区域 (カドミウム及びその化合物 (土壤含有量基準不適合))



凡例



: 調査対象地

--- : 筆の境界



: 形質変更時要届出区域（水銀及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



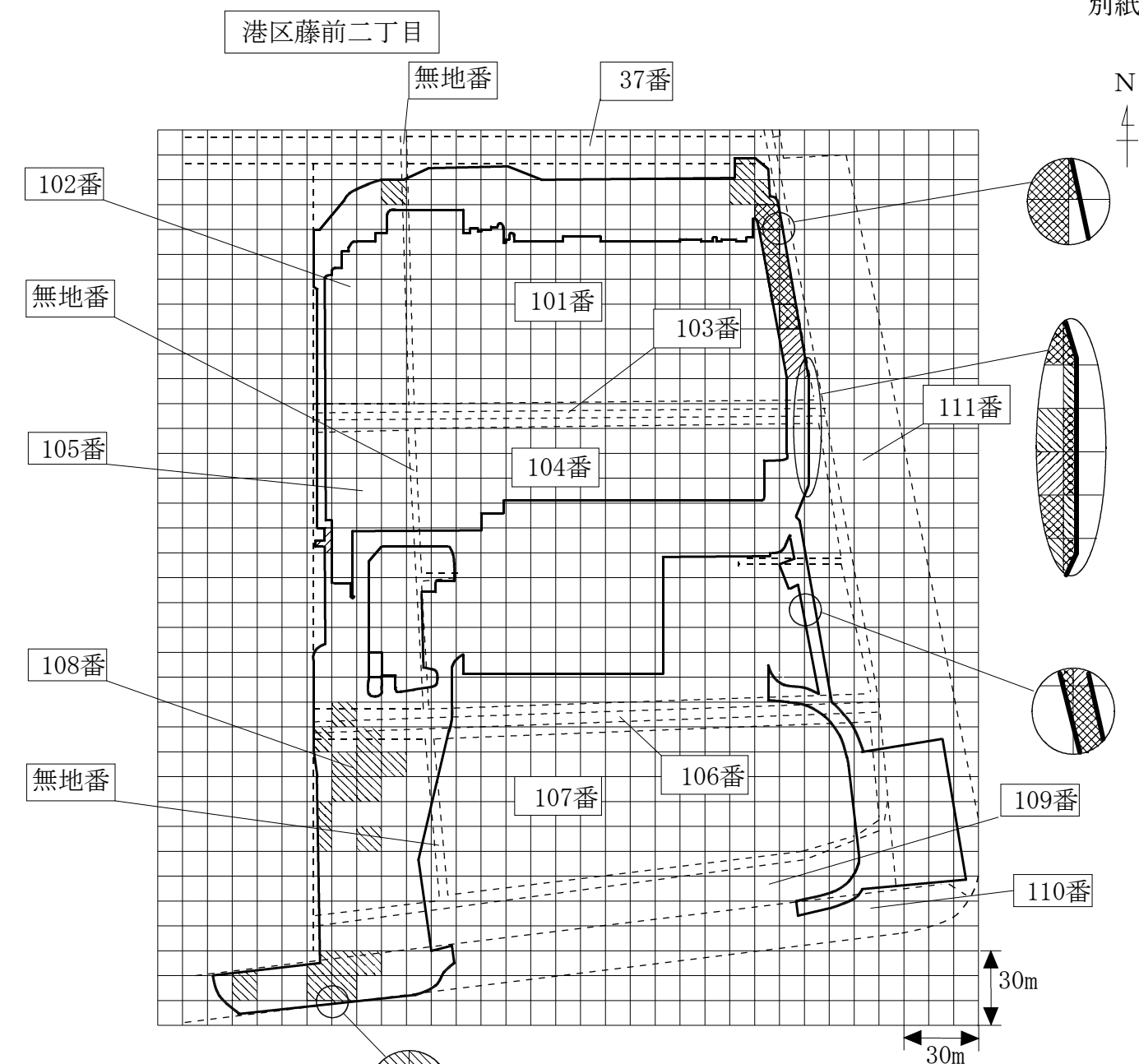
: 形質変更時要届出区域（セレン及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



: 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））



: 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））



## 凡例

-  : 調査対象地
- : 筆の境界

-  : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（ほう素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））
-  : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

名古屋市告示第 341号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地  
名古屋市昭和区高辻町1302番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
一・二―ジクロロエチレン  
トリクロロエチレン  
鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 342号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地  
名古屋市昭和区高辻町1305番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
六価クロム化合物  
シアン化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 343号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和3年名古屋市告示第 551号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 4年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域  
名古屋市中村区鳥居通 4丁目43番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類  
砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 344号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項及び第 3項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第88号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除します。

また、同条例第58条の 8第 2項及び第 3項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第88号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を次のとおり解除します。

令和 4年 6月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 拡散防止管理区域の指定を解除する土地

(1) 解除する土地

名古屋市港区藤前二丁目 104番の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物（土壌溶出量基準）

六価クロム化合物（土壌溶出量基準）

シアン化合物（土壌溶出量基準）

水銀及びその化合物（土壌溶出量基準）

セレン及びその化合物（土壌溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物（土壌溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

ほう素及びその化合物（土壌溶出量基準）

- (3) 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定による指定及び土壌の追完調査による土壌溶出量基準に適合していることの確認がされたため、指定を解除するもの）

## 2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地

### (1) 解除する土地

名古屋市港区藤前二丁目 104番の一部

### (2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物（土壌含有量基準）

六価クロム化合物（土壌含有量基準）

シアン化合物（土壌含有量基準）

水銀及びその化合物（土壌含有量基準）

セレン及びその化合物（土壌含有量基準）

鉛及びその化合物（土壌含有量基準）

砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物（土壌含有量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌含有量基準）

ほう素及びその化合物（土壌含有量基準）

- (3) 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置なし（土壌汚染対策法第11条第1項の規定による指定及び土壌の追完調査による土壌含有量基準に適合していることの確認がされたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

## 名古屋市告示第 345 号

### 建築協定への加入

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第75条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり建築協定への加入がありましたので、同条第 4 項において準用する同法第73条第 2 項の規定により公告します。

また、同法第75条の 2 第 4 項において準用する同法第73条第 3 項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和 4 年 6 月 3 日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 建築協定地区の名称

梅森坂西地区建築協定

#### 2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

| 新たに協定区域となった土地        | 協定区域となった日      |
|----------------------|----------------|
| 名古屋市名東区梅森坂西一丁目 601 番 | 令和 4 年 5 月 2 日 |

#### 3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

#### 4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までは除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

## 名古屋市上下水道局管理規程第22号

名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月1日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2条第3号ア中「職員をいう。」の次に「以下同じ。」を、「任期」の次に「（1週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上の者（局長が定める者を除く。）として在職した期間に限る。）（基準日以前6月以内の期間において、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員若しくは名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号。以下「非常勤職員条例」という。）第2条第1項第4号に掲げる職員又は基準条例第2条第1項に規定する職員若しくは基準条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間を含み、第1号イ若しくはウであった期間又は同号ク、ケ若しくはカ（育児休業の承認に係る期間が1月以下であるものを除く。）であった期間の2分の1に相当する期間を除く。）」を加え、同号イを次のように改める。

### イ 給与条例の適用を受ける職員

第6条第2項第1号中「第2条第1号イ」の次に「若しくはウ」を加え、同条第3項中「掲げる職員」の次に「（フルタイム勤務職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は給与条例の適用を受けるフルタイム勤務職員が基準条例の適用を受ける職員となった場合」を加え、「前項各号に掲げる」を「第1項に掲げる期間から前項に掲げる期間を除算した期間に相当する」に、「を除く」を「に限る」に改める。

第9条第2項第6号を削り、同項第7号中「第9号」を「第8号」に改め、

同号を同項第 6 号とし、同項中第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 4 項中「前項各号」を「第 1 項に掲げる期間から前項に掲げる期間」に、「同条第 2 項各号」を「同項に掲げる期間から同条第 2 項に掲げる期間」に改める。

#### 附 則

この規程は、発布の日から施行する。